

平成 27 年 9 月 25 日

懲戒処分等の公表及び市長コメント

本市職員に対し、地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分を行ったので公表します。

○事案

平成 26 年度中の障害支援区分認定及び支給決定事務における不適正な事務処理について

1 処分の内容

- (1) 処分年月日 平成 27 年 9 月 25 日
- (2) 処分内容 懲戒処分として停職 3 月、分限処分として主査へ降任
- (3) 職員の役職階級・年齢・性別
課長補佐級 (47 歳、男)

(4) 非違行為の概要

平成 26 年度中の障害支援区分認定及び支給決定事務において、組織内決裁など所定の手続きを怠り、障害支援区分の認定及び支給を決定し、真正文書であるかのように見せかけ、支給決定通知書等を発出する不適正な事務処理を行ったものであります。

(5) 管理監督責任

上記職員の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として、管理監督職員 4 名に対し懲戒処分等を行いました。

- ・減給(10%) 1 月 課長級(56 歳、男)
- ・戒告 部長級(60 歳、男)、課長補佐級(52 歳、男)
- ・訓告 部長級(59 歳、男)

(6) 市長コメント

本市職員がこのような事態を惹き起こし、市民の皆様に対し心からお詫び申し上げます。

関係職員に対しては、厳正な処分をもって対応させていただきました。

併せて、登米市の責任者として今回の事態を重く受け止め、市長及び副市長の給料の 10%を 1 月間減額する条例案を 9 月定期議会に追加提案させていただく予定です。

今後は、再びこのような事態が発生しないよう、全職員に対し法令遵守と厳正な服務規律の確保を徹底してまいります。

[問い合わせ先]

総務部人事課

電話：0220-22-2145 (直通)

担当：課長 阿部 孝弘